

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※シート名を自市町村名に変更した上で送付してください。

市町村(保険者)名	旭市	13
所属名	高齢者福祉課	
担当者名	島田 昌志	
連絡先(Tel)	0479-62-5308	

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	一般高齢者のアンケート調査では「通いの場」を知らないが68.0%を占め、参加希望については「わからない」が56.8%となっている。 参加しない主な理由は「興味がない」「交通手段がない」「自分には必要ない」「人づきあいが面倒そう」「時間がない・忙しい」などとなっている。 「通いの場」を設立していない地域もあり運営支援の働きかけが必要である。	「通いの場」の立ち上げと運営支援	「通いの場」の立ち上げと運営支援 新たな地区での設置を推進する (R2) (R3) (R4) (R5) 実施か所数 30 35 42 50 参加人数 516 550 620 700 ※R2は実績値、R3以降は目標値	・「通いの場」の実施状況(運営支援) 実施か所数 (R3):31か所 参加人数 (R3):532人	◎	・コロナ禍もあり、新規立ち上げは1か所に留まった。活動支援として、自粛期間中に通いの場全参加者への介護予防チラシの郵送と、活動再開時に地域包括支援センターや生活支援コーディネーターによる支援を実施している。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止	本市の高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加している状況である。 アンケート調査では、在宅での生活を継続していくために必要なサービスとして、一般高齢者と介護支援専門員ともに、外出支援や家事支援、見守り・声かけなどの割合が高くなっている。	ひとり暮らし高齢者訪問調査	ひとり暮らし高齢者訪問調査 高齢者の地域における自立した生活を支援するため安否確認を兼ねたひとり暮らし高齢者の居宅訪問サービスを提供 (R2) (R3) (R4) (R5) 調査件数 388 417 417 417 (内訳) ひとり暮らし 310 339 339 339 高齢者世帯 78 78 78 78 ※R2は実績値、R3以降は目標値	ひとり暮らし高齢者訪問調査 調査件数 (R3):377件 (内訳) ひとり暮らし (R3):308件 高齢者世帯 (R3):69件	◎	・民生委員による定期的な見守り訪問により、地域における見守り活動や安否確認を実施している。 ・地域包括支援センターによる訪問調査により、高齢者の在宅生活の実態を把握し、必要な介護保険・高齢者福祉サービスに結び付けることができている。 ・地域包括支援センターから民生委員に連絡を取り、同行訪問するなど両者が連携した取り組みも実施している。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止	一般高齢者アンケート調査で、認知症への取り組みとして市が重点を置くべき施策は「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」(46.2%)、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」(40.3%)、「出来るだけ早い段階からのサポートの仕組みづくり」(39.3%)、などがあげられている。 国の「認知症施策推進大綱」(令和元年6月)では増加する認知症に対し、早期対応と支援を行うことにより、進行の遅延や介護負担の軽減を図ることが出来るとあり、初期の集中的な対応の整備が重要である。	認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チームの活動状況 専門チームが本人や家族を訪問し、家族支援や必要な助言を行う。 (R2) (R3) (R4) (R5) チーム対応 実件数 3 5 7 9 チーム員 会議開催数 3 6 6 6 チーム員数 14 14 16 16 ※R2は実績値、R3以降は目標値	認知症初期集中支援チームの設置 チーム対応実件数 (R3):6件 チーム員会議開催数 (R3):5回 チーム員数 (R3):16人	◎	・コロナ禍でのチーム員会議については、参集が難しかったため、オンラインも活用し実施することができた。チーム訪問についても難しい時期もあったが、少数で感染対策をした上で対応している。

項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	アンケート調査の、不安や心配ごとの回答の上位3つの中に「地震や火災などの災害の起きたときが心配」があり、在宅要介護者に緊急時に1人で避難できるかの設問に対し、「介護者がいれば避難できる」が59.9%、「介護者がいても外部の支援が必要」が20.8%となっている。 さらにそのうち6割以上の方は、自分の情報を近所の人に事前に知らせておきたいと回答しているため、地域ごとに高齢者のいる世帯状況を把握するなど、地域住民が連携して高齢者を支援する体制づくりが必要である。	災害時支援体制の充実	災害時支援体制の充実 「旭市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、警察、消防、民生委員、社会福祉協議会等と連携するとともに、「災害時要援護者台帳」を整備し、避難行動要援護者の把握に努め、高齢者等の避難行動要支援者の支援を行う。 (R2) (R3) (R4) (R5) 要援護者抽出システム 1 1 1 1 ※R2は実績値、R3以降は目標値	要援護者抽出システム(R3):1	◎	・台風上陸に先立ち、地域包括支援センターに災害時要援護者台帳を提供し、災害発生時の安否確認を実施した。
5	②介護給付等費用の適正化	介護サービスについて、より地域に根ざした提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする人の適切な利用につながるよう、利用者の支援に努める。	介護相談員派遣事業	介護相談員の派遣 (R2) (R3) (R4) (R5) 訪問施設数 0 7 7 7 派遣回数 0 31 31 31 ※R2は実績値、R3以降は目標値	介護保険施設で生活する高齢者の状況を把握し、苦情や不満の解消を図るための橋渡し役として 介護相談員を介護保険施設へ派遣 訪問施設数 (R3): 0 派遣回数 (R3): 0	×	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から介護保険施設への相談員派遣を中止した。 訪問に代わる方法としてオンライン訪問が考えられるが、高齢者や施設スタッフに負担を強いるだけでなく、本来の目的である高齢者からの不満などの聞き取りには不向きである。 新型コロナウイルス感染症の収束を待って介護相談員を派遣する。
6	②介護給付等費用の適正化	本市の介護サービスの需要は要支援・介護認定者の増加とともに年々増加しているが、介護サービスの現場を支える介護人材は全国的に慢性的に不足しているうえに高齢化が進んでいる。 アンケート調査によると、本市においても介護サービス事業者の大半が人材不足を感じており、職員の高齢化や精神的な負担の増となっている。 介護人材の高齢化による退職が重なった場合、介護サービスの需要を支えきれない可能性があるため、若い世代からの介護人材育成を視野に入れ、介護人材を確保する対策を強化し、長期的に継続する必要がある。	福祉系学生と介護職との交流事業	福祉系学生と介護職との交流事業 (R2) (R3) (R4) (R5) 交流事業 参加者数 - 30 30 30 ※R2は実績値、R3以降は目標値	交流事業参加者数(R3):37人 ※令和3年度新規事業 ※参加者数は学生の人数のみとした	◎	新型コロナウイルス感染症のため、当初6月開催予定であったが、11月に延期したが状況が変わらず、介護施設への訪問や、集合しての交流会ができなくなった。 実施方法をオンラインによる研修形式に変更し対応した。
7	②介護給付等費用の適正化	旭市の第1号被保険者の要支援・要介護認定率は近年15%前後で推移しているが、介護給付費は増加を続けており今後も増加が見込まれる。 介護給付を必要とする人を適切に認定し、事業者に対しては必要なサービスを適切に提供してもらうためにも主要5事業への取り組みは非常に重要であるが、住宅改修等の点検については不十分である。	要介護認定の適正化	認定調査員研修の実施	市が任用している調査員については、担当職員が日々の業務の擦り合わせを随時行うほか、10月から隔月で研修を実施(10月・12月・2月) 研修回数 (R3):3	○	外部委託の調査員については実施できていない。 内部調査員同様に業務の擦り合わせと定期的な研修が必要である。
8	②介護給付等費用の適正化	〃	〃	訪問調査票の事後点検の実施	訪問調査件数 (R3):2,750 事後点検件数 (R3):2,750 事後点検率 (R3):100% ※新規・更新・変更の合計件数	◎	勤務時間外での点検が常習化。職員の事務負担の軽減が課題。 訪問調査員のスキルアップを図るため、認定調査員研修や業務内容の擦り合わせを継続して行う。

項目 番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
9	②介護給付等費用の適正化	〃	ケアプランの点検	ケアプラン点検の実施	介護給付適正化支援システムを利用し給付実績と認定情報を突合させたデータからヒアリングシートを作成し、サービスの必要性を点検(5月・9月・2月) 居宅介護事業所の実地指導(1月~2月) 例外給付の利用確認書受付時の点検(随時) 適正化支援システムによる点検数(R3):160 実地指導による点検事業所数(R3):4 利用確認書による点検数(R3):94(福祉用具34件・生活扶助14件・その他46件) 合計点検数(R3):258	○	過大なサービスと思われる場合、ケアマネジャーから対象者の状況を聞き取り助言や指導を行っているが、サービスを中止させる強制力はない。また、適正化にはケアプランを作成するケアマネジャーが鍵となるが、ケアマネジャー一人ひとりの意識を変えることは非常に難しい。 自立支援に向けた適切なサービスの提供に向けて、ケアプラン点検を継続して行う。
10	②介護給付等費用の適正化	〃	〃	事例検討会の開催 (R2) (R3) (R4) (R5) 事例検討会開催回数 3 3 3 3 ※R2は実績値、R3以降は目標値	ケアマネジャーのスキルアップを図るため、主任介護支援専門員連絡会と連携し市内ケアマネジャーを集め事例検討会を開催(12月) ケアマネ会議において、職員による給付費適正化をテーマとした講義を実施(1月) 事例検討会開催回数(R3):1 講義の実施回数(R3):1	○	コロナ禍であったこと、緊急性のある業務を優先したことで事例検討会は1回の実施となったが、その他に職員による給付費適正化の講義を1回実施している。 事例検討会等のオンライン開催を視野に入れながら、ケアマネジャーの支援・指導を継続して行う。
11	②介護給付等費用の適正化	〃	住宅改修等の点検	ケアマネジャーや施工事業者への普及啓発の実施	申請書の内容や添付書類を点検し、ケアマネジャーや施工事業者へ確認を行った(随時)	△	人員が不足しているため職員の事務量が多く、ケアマネジャーや施工事業者へ大きく普及啓発は行えなかった。 各種研修会を利用し、ケアマネジャーや施工事業者への支援・指導を継続して行う。
12	②介護給付等費用の適正化	〃	医療情報との突合・縦覧点検	国保連合会が提供する縦覧点検データ及び医療費突合データの定期点検	国保連合会が提供する縦覧点検データ及び医療費突合データにより毎月職員が点検 点検回数(R3):12	◎	そもそもサービスの必要性を判別する基準が曖昧であるため、点検者によってバラツキが生じる。事務負担の軽減も課題。 事務改善を検討しながら、国保連合会が提供する縦覧点検データ及び医療費突合データによる点検を継続して行う。
13	②介護給付等費用の適正化	〃	介護給付通知	介護サービス給付費通知の送付 (R2) (R3) (R4) (R5) 通知回数 2 2 2 2 ※R2は実績値、R3以降は目標値	介護サービス利用者に対し、利用した介護サービスの状況や請求誤りの確認を行うため、年2回(4月・10月)介護サービスの給付費通知を送付 通知回数(R3):2	◎	電算システムにより作成し発送まで自庁処理している。 外部委託など事務の軽減を検討する。

※行が足りない場合は追加してください。なお、主要な取組に絞って報告いただいても問題ありません。